

畑作物(茶)共済制度について

備えの種をまこう。

加入資格者	茶の栽培面積が5アール以上です。							
加入申込期間	10月1日～10月31日 ※ 掛金の払込期限は、11月30日です。							
自動継続特約	<p>自動継続特約の申出により、翌年以降、申込みがあったとする特約です。よって、翌年以降の年産の畑作物(茶)について、申込期間が終了するまでに当該申込者から畑作物(茶)共済の申込みをしない旨の意思表示がない場合は、当該畑作物(茶)共済の申込みがあったこととなります。</p> <p>なお、自動継続特約の締結後は、毎年、加入申込期間前に、前年産の共済関係の内容を印字した「加入申込書兼変更届出書」を提示しますので、内容をご確認していただき、「畑作物共済に加入する」に○を記入したうえで、加入申込期間が終了するまでに愛媛県農業共済組合(該当支所)に提出をお願いします。</p>							
注意事項 (共済関係の解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります。) ・共済掛金不払の場合(正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したときは、解除となります。) ・重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など) 							
補償期間	<p>冬芽の生長停止期から一番茶の収穫までです。 (この場合の収穫とは、適期に刈り取り又は摘み取り、園地から搬出すること。)</p> <p>なお、申込年の翌年に収穫される一番茶が対象です。</p>							
引受方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>補償割合 (支払開始損害割合)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害収入共済方式</td> <td>基準生産金額の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)</td> <td>施設計量結果等(農協等の出荷実績)・青色申告書等により、原則として最近5か年間の収穫量が概ね全量把握でき、今後も収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。</td> </tr> </tbody> </table>	方式	補償割合 (支払開始損害割合)	内容	災害収入共済方式	基準生産金額の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)	施設計量結果等(農協等の出荷実績)・青色申告書等により、原則として最近5か年間の収穫量が概ね全量把握でき、今後も収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。	
方式	補償割合 (支払開始損害割合)	内容						
災害収入共済方式	基準生産金額の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)	施設計量結果等(農協等の出荷実績)・青色申告書等により、原則として最近5か年間の収穫量が概ね全量把握でき、今後も収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。						
共済金額	<p>共済金額 = 基準生産金額 × 80% (70%・60%)</p> <p>○基準生産金額 最近5か年の実績のうち中庸3か年の実績から算出します。 基準収穫量についても過去5か年の実績から求めます。</p>							

共済掛金率	毎年、個人ごとに過去の実績(損害率)に応じて危険段階別共済掛金率が決定します。なお、掛金率は、方式、支払開始割合などの選択内容によって、異なります。
-------	--

共済掛金	<p>共済掛金 = 共済金額 × 掛金率 × 55% 国庫負担 + 賦課金 ※掛金の55%を国が負担しています。</p> <p>(計算例) 8割補償 危険階級区分0区分 面積10a 基準生産金額50,000円 の場合 共済金額 40,000円 = 基準生産金額50,000円 × 80% 掛金 2,491円 = 共済金額40,000円 × 危険階級区分0区分6.229% 国庫負担掛金 1,370円 = 掛金2,491円 × 国庫負担割合(55%) 農家負担掛金 1,121円 = 掛金2,491円 - 国庫負担掛金1,370円</p> <p>賦課金 = 360円(10a) 掛金等合計 1,481円 = 農家負担掛金1,121円 + 賦課金360円</p>
------	---

対象となる災害	風水害、土壌湿潤害、雨害湿潤害、干害、冷害、雹害、地震被害などすべての気象災害に加え、病虫害、鳥獣害、火災などで、災害収入共済方式については品質の低下も対象になります。
---------	--

対象にならない場合	冬芽の生長停止期前に発生した被害及び収穫後(園地より搬出後)の被害・共済事故以外の原因による損害(薬害等)は、支払対象外となります。
-----------	--

※被害園地の確認は、5月収穫前を予定しています。

共済金の支払い	<p>支払共済金 = 共済金額 - 生産金額</p> <p>災害により収穫量(品質を加味する)が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が共済金額に達していない場合に共済金として支払われます。</p>	<p>支払予定 時期 9月</p>
---------	--	---------------------------

※支払時期は、被害の状況等に応じて変更する場合があります。

[注意事項]

・ご加入の際は、「重要事項説明書」の内容をご確認いただき、ご了承のうえお申込み下さい。

・ご加入後のおねがい

ご加入後に加入内容と異なった作付を行った事等により加入内容に相違が生じた場合は、速やかに共済組合まで連絡して下さい。

特に栽培面積相違・新規作付園地の申告漏れに注意して下さい。